

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の9第2項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8（所持の禁止）、第4条第1項第5号の2（所持許可）、第10条の9第2項
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：